

福田吉博教授・草野元己教授・ 守屋明教授 退任記念論集によせて

法政学会会長・法学部長 内 山 衛 次

2019年3月末日をもって、私たちが敬愛する福田吉博先生、守屋明先生、草野元己先生が本学を定年によりご退職されました。私たちは、先生のご在任中のご活躍と、法学部に対する多大なご貢献に感謝し、ここに「法と政治」の本号をご退任の記念論集として編纂し、先生に献呈させていただくことにいたしました。

福田吉博先生は、1973年に本学法学部をご卒業後、本学大学院法学研究科に進学され、1991年に本学法学部専任講師に就任されました。以来28年の永きにわたり、本学の助教授、教授として、本学に多大な貢献をなされました。

先生のご研究の対象は国際法であり、とくに「条約法に関するウィーン条約」（以下、条約法条約という）を中心にご研究されてきました。

先生の最初の学術論文である「ユース・コーゲンスに関する諸規則の形成過程－国際法委員会及び条約法会議における討議を中心として－」は、国際法学において多くの議論がなされてきたユース・コーゲンス（強行規範）が、どのような経緯により条約法条約53条に規定されたのかを、当時の膨大な立法資料を丹念に調査して明らかにされた貴重なご研究です。

ご論文では、条約法条約53条自体はユース・コーゲンスの効力および機能を明らかにするだけであるが、立法過程では、「国際公序」という抽象的理念を象徴するユース・コーゲンスの実体を明確にしようと多大な努力が図られたことが克明に描き出されています。

また、先生は次のご論文「条約違反とウィーン条約法条約」において、条約法条約60条が規定する条約違反の結果としての条約の終了又は運用停止について、前論文と同様に、立法過程における議論を丹念に追いつつ、規定の問題点および規定の採択の意義を明らかにされました。先生はご論文の中で、この規定には国際法の漸進的発達を示す多くの内容を含んでおり、規定の採択は条約関係の安定性を確保する上で大きな意義をもつと積極的に評価されましたが、この規定には問題点もあり、規定が当事国による「重大な違反」に限定されていることから、重大でない違反には条約の終了などの権利を行使しえないこと、また、多数国条約の終了のためには他の当事国による全員一致の合意が必要であるが、これでは当事国の恣意的行動に対する十分な保障が与えられないことなどを指摘されました。そして先生は、これらの条文上の欠陥を是正するために、諸国家は個々の条約中に是正内容を自主的に挿入すべきであると説かれました。

先生は、学外活動においても、国際法学会、世界法学会においてご貢献をなされました。先生の末永きご健康と更なるご活躍を祈念いたします。

守屋明先生は、岡山大学法学部教授を経て、2003年4月に本学の法社会学担当の教授に就任されました。以来16年にわたって、本学の研究と教育に貴重なご貢献をいただきました。

先生は、1979年から1980年にかけて、最初の学術論文である「カール・ルウェインの法理論—法体系の機能主義的理解を中心として—(一)～(三)・完」(法学論叢第105巻第3号、第106巻第2号、第107巻第3号)を公表
2(2) 法と政治 71巻1号 (2020年5月)

されました。このご論文では、アメリカのリアリズム法学において穏健派の代表とされるルウェインの法理論をその展開過程に注目しながら詳細に紹介され、アメリカ法理論史上におけるその意義を検討されました。そこでは、とくにルウェインの「法—統治」制度の理論（法体系の機能主義的理論）および「裁判過程論」を考察され、ルウェインは法実務ないし法学教育の中にその時代の問題性を見出し、これを法社会学的ないし法理学的な問題領域として取り出すことができた数少ない学者の一人であると評価されました。また、このご論文は、ルウェインも主張したコモン・ローを重視した「生ける憲法論」についての先駆的研究としても高く評価されています。

その後、先生は、社会における多様な紛争を解決する紛争処理手続を研究され、この研究に関する多数の優れたご業績を重ねられました。とりわけ、1995年に公刊された「紛争処理の法理論—交渉と裁判のダイナミズム」（悠々社）では、詳細な紛争分析により紛争を類型化され、個々の純粹紛争タイプの諸特性が重なり合う複雑な紛争には、複雑な紛争処理メカニズムが対応せざるを得ないが、それぞれの紛争側面をそれぞれの紛争処理手段が処理していくことにより紛争を単純化できるとされました。そして、裁判は紛争処理の中では権利義務の確定という側面を担うにすぎず、裁判と裁判外紛争処理手続とは同格であるが、現実には裁判外の利益調整機能が十分に整備されておらず、これが現代型紛争の解決の期待を裁判へ集中させた一因であるとされました。本書は、紛争の処理を統一した視覚から、しかも広い視野に立って一つ一つ理論化しようとするものであり、その明確な主張と慎重かつ堅実な論理構成は学会においても高い評価を得ておられます。

先生は、学外活動においても、日本法社会学会理事を長年務められるなどご貢献をなされました。先生の末永きご健康と更なるご活躍を祈念いた

します。

草野元己先生は、三重大学人文学部社会科学科教授を経て、2004年4月に本学の民法担当の教授に就任され、以来15年にわたって、本学の研究と教育に貴重なご貢献をいただきました。

先生のご専門は財産法であり、とりわけ時効制度のご研究に関して、多数のご著書、ご論文、判例研究などが公刊されています。

先生は、ご著書「取得時効の研究」(信山社、1996年)において、長期取得時効は真の権利者である蓋然性の高い占有者を立証困難から救う点に存在理由があり、短期取得時効は無権利者からの取得者を保護することに存在理由があるとされました。そして、民法学の難問の一つと言われる「取得時効と登記」について、典型的二重譲渡類型以外の実事類型では取得時効の主張に登記は必要ないとされ、典型的二重譲渡類型においては取得時効の主張は取得時効の本来の存在理由に合致しないことから否定されると説かれました。登記制度と取得時効の問題を取得時効の側からのアプローチにより検討され、典型的二重譲渡型を純粹に登記制度の問題として取得時効から除外し、それによって制度の論理の純化を測ったことは、「美しく魅力的であり、一つの構成として十分成り立ちうる」(松岡久和「本書書評」法律時報69巻2号81頁)と評価されています。

先生はその後も多くのご業績を積み上げられ、ご退職の年にご著書「抵当権と時効」(関西学院大学出版会、2019年)を公刊されました。ご著書では、抵当権に固有の消滅原因として時効による抵当権の消滅があるとされることにつき、その根拠条文の一つとされる民法397条を立法過程に遡って仔細に検討し、さらに最高裁判所が所有権の時効取得の反射的效果として抵当権の消滅を扱った平成15年判決(最判平15・10・31金商1191号28頁)および平成24年判決(最判平24・3・16民集66巻5号2321頁)を詳細

4(4) 法と政治 71巻1号 (2020年5月)

に論じておられます。

先生は、学外活動においても、日本私法学会、比較法学会、日本法社会学会など数多くの学会においてご活躍され、学術的貢献をなされました。

先生は、ご退職後は、大阪経済法科大学法学部で教育と研究を続けられておられます。先生が今後ともますますのご健勝とご活躍をなされることを心から願っております。